

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第30号

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県クリーニング業法施行細則（昭和41年新潟県規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（消毒方法） 第 4 条 法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 塩素剤消毒（<u>次に掲げる方法をいう。</u>） ア <u>さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以上の濃度の水溶液中に摂氏 30 度以上で 5 分間以上浸す方法</u> イ <u>亜塩素酸水を使用し、その遊離塩素が 1 リットルにつき 25 ミリグラム以上の濃度の水溶液中に摂氏 20 度以上で 10 分間以上浸す方法</u> ウ <u>亜塩素酸水を使用し、その遊離塩素が 1 リットルにつき 50 ミリグラム以上の濃度の水溶液中に摂氏 10 度以上で 10 分間以上浸す方法</u> (6) 界面活性剤消毒（逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その<u>適正希釈水溶液中に摂氏 30 度以上で 30 分間以上浸すことをいう。</u>） (7) <u>過酢酸消毒（過酢酸が 1 リットルにつき 150 ミリグラム以上の濃度</u>の水溶液中に摂氏 60 度以上で 10 分間以上浸すこと又は<u>過酢酸が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以上の濃度</u>の水溶液中に摂氏 50 度以上で 10 分間以上浸すことをいう。） 2 法第 3 条第 3 項第 5 号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>過酢酸が 1 リットルにつき 150 ミリグラム以上の濃度</u>かつ摂氏 60 度以上の水溶液で 10 分間以上洗濯する方法又は<u>過酢酸が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以上の濃度</u>かつ摂氏 50 度以上の水溶液で 10 分間以上洗濯する方法	（消毒方法） 第 4 条 法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 塩素剤消毒（<u>さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以上の濃度の水溶液に摂氏 30 度以上で 5 分間以上浸すことをいう。</u>） (6) 界面活性剤消毒（逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その<u>適正希釈水溶液に摂氏 30 度以上で 30 分間以上浸すことをいう。</u>） (7) <u>過酢酸消毒（過酢酸濃度 150ppm 以上</u>の水溶液中に摂氏 60 度以上で 10 分間以上浸すこと又は<u>過酢酸濃度 250ppm 以上</u>の水溶液中に摂氏 50 度以上で 10 分間以上浸すことをいう。） 2 法第 3 条第 3 項第 5 号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>過酢酸濃度 150ppm 以上</u>かつ摂氏 60 度以上の水溶液で 10 分間以上洗濯する方法又は<u>過酢酸濃度 250ppm 以上</u>かつ摂氏 50 度以上の水溶液で 10 分間以上洗濯する方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。